

【基調講演】

少年警察の目指すもの

—京都府における少年の健全育成に向けての取組—

安田 貴彦

京都府警察本部長

目次

- 1 白球が繋いだ絆（西京警察署の取組事例）
- 2 少年警察活動とは
- 3 京都府の少年非行情勢
- 4 京都府警察が取り組む少年非行防止対策「三本の矢」
 - (1) 「非行防止教室」の拡大・充実
 - (2) 地域と連携した「非行防止対策チーム」の活動の活性化
 - (3) 手を差し伸べる「立ち直り支援」の積極的な推進
- 5 少年非行防止対策「三本の矢」に加えて
 - (1) 触法少年対策
 - (2) 効果的な街頭補導活動の推進
- 6 非行少年を生まない社会づくりの推進

1 白球が繋いだ絆（西京警察署の取組事例）

ご紹介いただきました京都府警察本部の安田でございます。私は、本来、少年問題に専門的に携わったことは一度もないのですが、藤岡学長、あるいは渥美所長、田村副所長には長年ご指導をいただいております。そして、たまたま現在京都で勤務しておりますものから、ご依頼を承った次第です。こうしてお話できる機会をいただき大変光栄に思っております。

それでは早速ですけれども、「少年警察の目指すもの—京都府における少年の健全育成に向けての取組—」と題しましてお話をさせていただきたいと思っております。

まずその前に、1分50秒ほどになるかと思っておりますけれども、当府警の西京警察署においてソフトボール大会などを通じて少年の立ち直り支援を行った事例についての映像をご覧になっていただければと思います。（動画上映）

ただ今、過去に窃盗など繰り返した少年に対しまして、ボランティアの方々と西京警察署員が協働して行った支援の状況を動画でご覧になっていただきました。ご覧になっていただいた西京警察署の支援というものは、まさしく少年警察活動の本質を示しているものではないかと思っております。

2 少年警察活動とは

少年警察活動は非行少年をつくりだすことが目的ではありません。少年にそもそも非行を起こさせない、非行を起こした少年が二度と非行に走ることがないように立ち直らせる、ということが本来の目的であるわけでございます。このような少年警察活動において中心的な役割を果たしておりますのが少年サポートセンターであります。これは、京都では全国に先駆けて60年以上前の昭和27年に、京都少年補導所という名称で設置をされまして、平成10年に現在の名称になったものでございます。22年4月からは、京都市東山区に府の家庭支援総合センターという施設が開設されたことに伴いまして、児童相談所などの関係機関と緊密な連携を図り、家庭問題に対するさまざまな問題に適切に対処できるように、同センターの3階に我々のサポートセンターも移転をしまして、24時間体制で少年の悩みを受け付け、あるいは問題解決に向けたサポートを行っているということでございます。

3 京都府の少年非行情勢

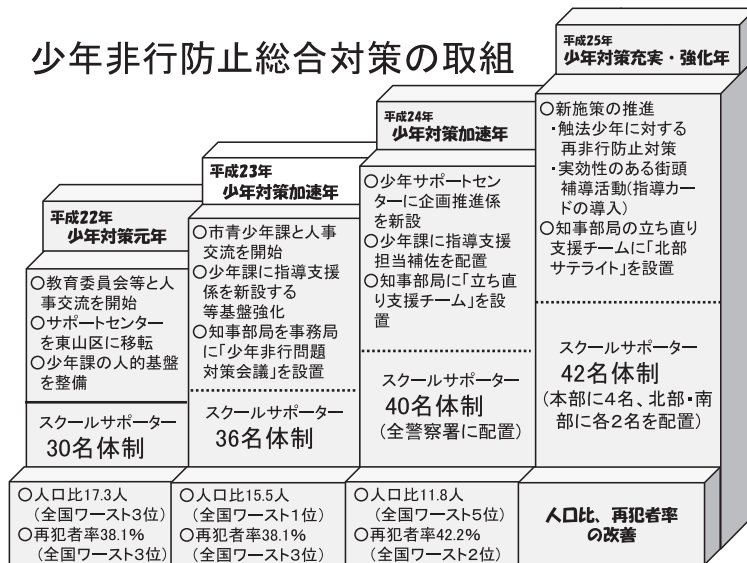
次に、京都の少年非行がどのような状況なのかということをご説明したいと思います。平成23年中の京都府の少年非行については、全国最悪、人口比ワーストワンということで大きく報道もされたところであります。この非行率に関しまして、過去10年間でさかのぼって見ますと京都が全国ワースト1位となってしまった年が実に3回ございます。ワースト1位でない年も常に高水準でございまして、私どもとしては非常に不本意な結果になっているところでございます。ただし、昨24年はワースト5位ということで、やや改善をいたしまして、刑法犯少年の検挙人員も、統計が残っている昭和24年以降では最も少ない数値ということになっております。

では、この少年たちがどんな非行を犯しているのかということについて見てみますと、昨年刑法犯で検挙、補導された少年は、2,096人でございます。そのうち窃盗が6割以上を占めております。特に多い罪種というのが、一般的に初発型非行と呼ばれております万引き、オートバイ・自転車盗、占有離脱物横領の4罪種であります。この4罪種で窃盗犯罪の全体の66パーセントを占めています。過去にさかのぼって見ても大体、毎年7割前後で推移をしているという状況でございます。一方、警察で重要犯罪と呼んでいる殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、あるいは略取誘拐というようなものの比率は、全国で京都は19位ということでございますので、京都の少年非行は、量的には多いのですけれども、質的に見ると悪質なものは比較的少ないのかなと、判断をしておるところであります。

この4罪種の非行の原因や動機などについても見てみますと、その9割近くが対象物自体の所有目的ということで、自身のその時点での欲求を満たすための、比較的単純な動機による非行が多いということがお分かりいただけるかと思います。また、23年に当府警で実施をしました万引き被疑者の意識調査の結果を見ますと、少年被疑者の約4割は食料品が目的物ということ。対象物自体を消費するという単純な動機による非行が多いといえます。本とかCDなどの万引きも6パーセントを占めておりますけれども、この場合でも、例えばコミック本をシリーズ丸ごとごっそり盗んでいって古本屋に売るといったようなケースはごく稀であります。

次に、昨年中の刑法犯少年の学職別の状況を見ますと、中高生が約8割、とりわけ中学生が44パーセントということで。中学生以下が49パーセントを占めておるわけですけれども、昨年の全国の非行の中学生以下の割合に比べますと、かなり高い。最近4年間ずっと全国平均を上回っている数値で推移をしているということで、京都の場合、他県より低年齢化の傾向が強いのかなと思われまます。

図表 1



4 京都府警察が取り組む少年非行防止対策「三本の矢」

そこで、こうした少年非行に対して、当府警では何をやっているのかということについてご紹介をしたいと思います(図表1)。平成21年に少年非行率全国ワースト1位という不名誉な数値になってしまったことを受けまして、22年を「少年対策元年」と位置づけ、京都府や京都市等と連携した取組を強化してまいりました。厳しい財政状況の下ですけれども、スクールサポーターの増員をずっと図ってまいりました。また、教育委員会等との人事交流も——先ほども塚本副市長等からもお話がございましたけれども——図ってまいりましたし、本部少年課も体制強化を図るなど、段階的に少年非行防止総合対策の取組を強化してまいっているところであります。

ここでスクールサポーターについてちょっとご紹介をさせていただきます。本年度で設置後6年目を迎えております。当府警のスクールサポーターは、すべてが警察官のOBでございます。少年の健全育成を図るために、学校への訪問活動や非行防止教室の開催などの活動を行っているところでございます。

府下に警察署は25ございますけれども、このすべてにスクールサポーターが配置をされております。そのほか、本年度につきましては、非行情勢の厳しい地域に機動的に集中運用できるように、本部にも8名のスクールサポーターを配置し、トータル42名のスクールサポーターが活動しているわけですが、少年人口比等から見ますと、全国でも非常に手厚い体制かと思えますし、特に少年部門の出身者に限らず、現役時代の専門分野にこだわらずに適性のある人材を選んで当てております。

それでは、京都府警が取り組んでいる具体的な施策のうち、特に平成24年中に力を入れて取り組んだ3点——アベノミクスではないのですが、ミヤコミクスとでも言うておきましょうか——三本の矢についてご説明をしたいと思います。

(1) 「非行防止教室」の拡大・充実

まず1本目の矢が、スクールサポーターを中心とした非行防止教室の充実、拡大でございます。これは、そもそも非行を起こさせないよう、少年たちに規範意識を内面化してもらおうということで、先ほどの渥美先生のお話であれば、個に働きかけるということかなと思っております。

昨年9月には府、市教育委員会と公安委員会との意見交換会が開催されましたが、こうした政令指定都市と府県の教育委員会と公安委員会が一堂に会した意見交換会というのは全国でも例がございません。またそれに加えまして、全国で初めて、公立の全ての小中学校において非行防止教室を実施しようということで三者による共同宣言も採択されたところがあります。本年は、公立だけではなくて、すべての小中学校、国立や私立も含めて実施する計画にしております。

その非行防止教室ですけれども、その冒頭に、あるサポーターは、少年たちに向けて次のような質問をしています。これ、ちょっと皆さま方も子どもになったつもりでご参加をいただきたいと思います。

まず目を閉じてください。子どももやるのですから、大人は、やってくださいね。お願いしますね。子どもの模範になっていただければと思います。

ある日、きみは1人で道を歩いていると1,000円札が落ちていたのに気がつきました。周りを確認すると誰もいません。さて、きみはこの1,000円札をどうしますか？次の3つから選んでください。1、交番に届ける。——まだ手は挙げなくて結構ですよ——2、自分のものにする。3、分からない、答えたくない。オッケーですか。

1、交番に届けるという方、手を挙げていただけますか。はい。2、自分のものにするという方。はい。3、分からない、答えたくない。はい、ありがとうございました。

92パーセントぐらい、1の交番に届けるという方々でした。2の方が若干名いらっしゃいましたね。3の方も、若干名よりやや多いぐらいいらっしゃったところがございます。皆さん、正直にお答えいただいたんだなと思っていますが。一方、実際の子どもの尋ねたところ、実は、自分のものにするという答えが1位で、約6割でした。これは特別に悪い学校でやった結果ではありません。多くの学校でこういう結果になっています。

その非行防止教室を受けた生徒の感想文の一部をご紹介します。中学校1年生の女の子。「万引きをしても捕まるということを知った。たかが万引きと思ってはいけない」知ってくれてありがとう、と言いたいですね、これ。非行防止教室の甲斐があったと思います。小学校2年生の女の子が、「相手が暴力をしてやり返すのはやめようと思った。お母さんからは、やられたらやり返せと言われてたけれども、お母さんにそれを教えたいと思います」。お母さん、すごいですけど、是非お子さんの言うことを聞いてあげてほしいですね。また先生からは、「心配していた生徒が『まじめになる』と書いてくれたことがうれしかった」と感謝の言葉をいただいております。子どもだけではなくて教員の方々からも好評を得ているということかなと思います。学校だよりなどでこういった結果も保護者に伝達されておまして、保護者の監護の参考にもなっているのではないかと思います。

(2) 地域と連携した「非行防止対策チーム」の活動の活性化

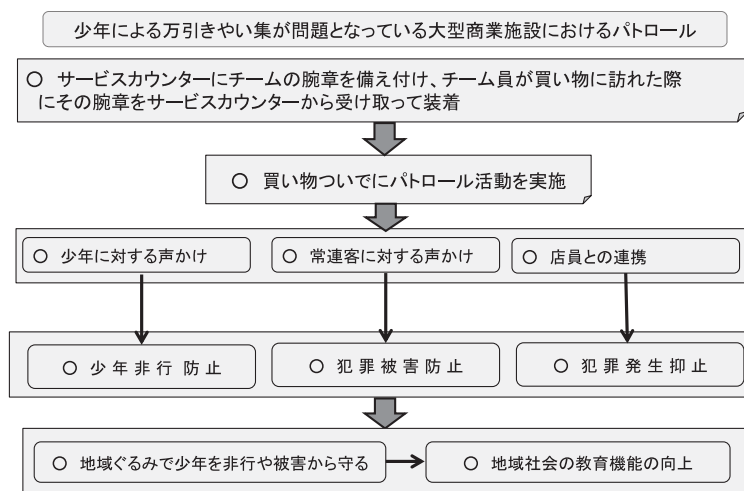
2本目の矢は、非行防止対策チームの活動の活性化でございます。これは、ある意味、環境犯罪学とか状況的犯罪予防と、先ほど渥美先生がおっしゃったことにも近いのかもしれませんが、街頭などで少年たちが非行に走らないように声かけをしたり、環境整備を働きかけたりして身近で非行防止するという活動でございます。このチーム、各警察署において少年警察のボランティアや学校PTAなどで結成して、少年が集まりやすい場所などでパトロールを行ったり、少年への声かけを行っていただいております。

非行防止対策チームのなかでも特に活発に活動していただいているのが右京警察署の嵐山隊（らんざんたい）——アラシヤマです——というチームです（図表2）。

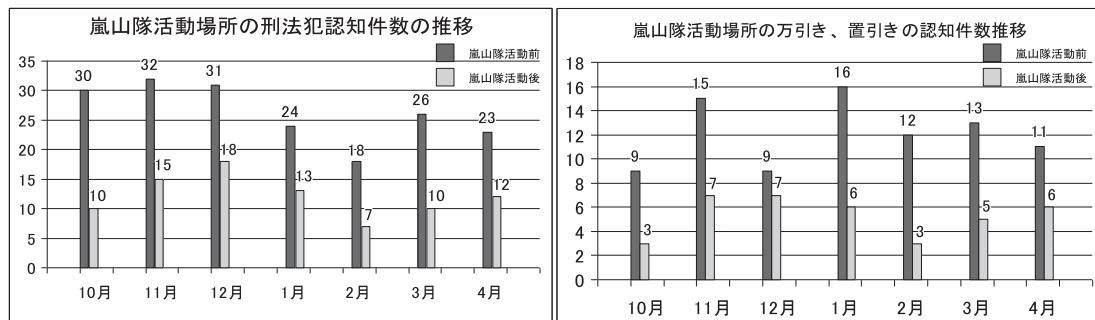
少年たちの集が問題になっております大型商業施設でパトロールなどに従事していただいているわけですが、いつでも気軽にパトロールができるように、パトロール時に着用する腕章が商業施設のサービスカウンターに常時置いてあって、そこで受け取って、施設のパトロール、声かけを行っていただいております。

こうした少年への声かけ、常連客への被害防止の声かけ、店員との連携などによりまして、嵐山隊のリーダー的な存在

図表2 非行防止対策チーム「嵐山隊」の活動



図表3



である椿原さんは、もうこの施設の中では知らない人はない存在でございます。

図表3のグラフは、その嵐山隊の活動が本格化した昨年10月以降の嵐山隊活動の実施場所における犯罪の発生状況の推移でございます。2本並んでいるグラフの左側、色の濃い方が前年で、右側の薄い方が活動後の刑法犯の認知件数ということで、顕著な減少を見せていると思います。こうした非行防止対策チームは、少年への声かけだけではなくて、集合住宅へのポスティングなども行って呼びかけております。

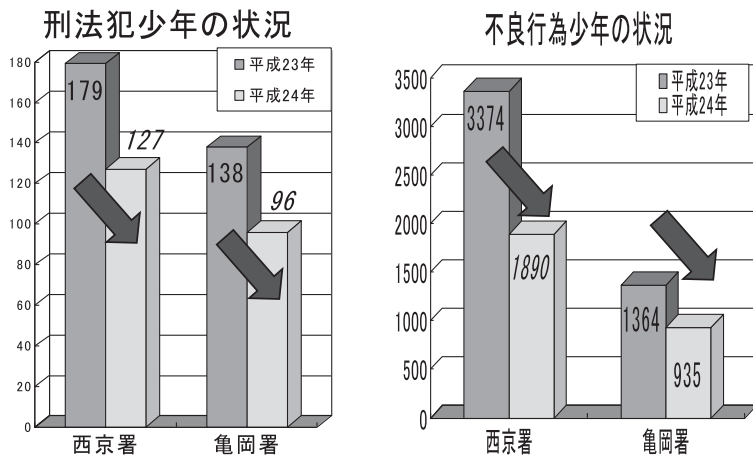
(3) 手を差し伸べる「立ち直り支援」の積極的な推進

3本目の矢は、手を差し伸べる立ち直り支援の積極的な推進ということです。これは残念ながら非行を犯してしまった少年が再び非行に走ることがないように支援をしていくという取組でございます。

山科警察署では、万引きなどの非行を犯した5人の少年に対して、立ち直り支援活動として、先月、農業体験を実施しました。2回目の試みですけれども、サツマイモの苗植えなどを行っていただきました。こうした農業体験活動以外にも、年間を通じた取組を、ほかの地域でも行っております。

例えば、亀岡警察署では、公園のトイレを壊すなどの非行をした中学生グループに対する検挙後の支援活動として、検挙した後には解散式を行い、そして学校と連携した立ち直り指導ということで、壊したトイレの清掃でありますとか、保護者だけを集めた再非行防止のための指導などを実施しました。警察として検挙で終わり、ということではなくて、立ち直りに向けた指導を確実にしているということでございます。結果として、図表4にありますように、冒頭でお話しした西京署、

図表4 減少した非行少年等(西京署、亀岡署)



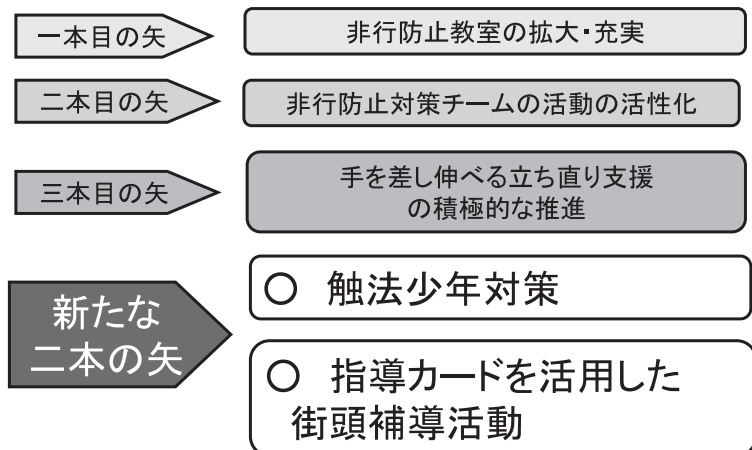
いま登場した亀岡署とともに、少年非行の取扱状況については、府下全体の減少を上回る水準で減少しているというところがございます。

この西京警察署における立ち直り支援の対象となった子どもたちの補導、検挙後、特にこの5月以降ですけれども、顕著に非行事案が減っておりますほか、支援を受けた彼らのその後の状況でございますけれども、進級あるいは進学ということで、それぞれ進路が決定をしているところでございます。

5 少年非行防止対策「三本の矢」に加えて

以上の三本の矢に加えまして、本年平成25年からは、先ほども触れました非行の低年齢化に対処するために、触法少年に対する対策の強化、それから非行の兆しである不良行為に早い段階で対処して芽を摘むための指導カードを活用した街頭補導、こういったものを新たに加えているところでございます（図表5）。

図表5 京都府警察が取り組む少年非行防止対策「三本の矢」+「二本の矢」



(1) 触法少年対策

触法少年を取り扱った際には、保護者に監護の誓約をしていただくとともに、保護者の監護に役立つ情報などを記載したチラシを交付しているところがございます。

それから、触法少年に関してはマンツーマン、あるいは、少年1人にサポーターは2人というような手厚い体制できめ細やかな指導を行っております。その結果、万引きなど絶対しないという誓いを少年がしてくれて、保護者からも感謝の言葉をいただいているところがございます。

図表6 **効果的な街頭補導活動の推進**

～少年や保護者に対して心からの自省を促す助言・指導～

指導カード

月 日 午前・午後 時 分 ころ

喫煙 深夜はいかい 急学

その他 ()


で補導しました。 交付第 号

- ◆ この指導カードは、必ず保護者に渡し、警察官に注意されたことを説明してください。
- ◆ 喫煙や深夜はいかいなどの不良行為は、犯罪に巻き込まれやすくなりますので、繰り返さないようにしましょう。

保護者の皆さんへ

- ◆ 不良行為を繰り返すことは、非行につながることで懸念されますので、ご家庭でルールを話し合うなど、お子さんへの指導をお願いします。
- ◆ 複数回補導された場合、住居地の警察署等へお子さんとお越しいただき、助言又は指導を実施することがあります。


京都府 警察署



【現場での指導・助言】
不良行為少年に対して**指導カードを交付**して指導・助言を強化

【保護者等への指導・助言】
一定期間内で複数回補導される少年に対しては少年と保護者を招致するなどして指導・助言を徹底

- 不良行為の改善
- 保護者の規範意識・監護能力の向上



非行の未然防止

(2) 効果的な街頭補導活動の推進

2つ目が効果的な街頭補導活動ですけれども、深夜徘徊や喫煙をしている少年たちに、図表6の中にあるような指導カードを交付しております。不良行為を重ねる子どもに対しましては、親御さんを招致、指導するなどして改善を図っているところです。親御さんからも、「たばこを吸っていることを指導カードをもらって初めて知りました」というような声が聞かれているところであります。

6 非行少年を生まない社会づくりの推進

警察の取組を中心にご紹介して参りましたが、真に非行少年を生まない地域社会を実現するというためには、図表7で実線で囲って示しているところ——これは行政中心と言いますか、それも府あるいは国の既存の組織のネットワークということでございますけれども——、やはりこれだけでは十分ではありません。その下の破線で示しました地域主体の子どもたちと直接かかわるチームづくり、そしてまた常に誰かが少年たちに寄り添って継続的な指導、助言をしていくということが重要ではないかと思っております。そういった意味で、現在、図表7のような全体的イメージで、地域密着型の支援、少年の立ち直りのサポートをするチームづくりを、今はまだ計画段階ですけれども、推進しているところであります。

先ほど渥美先生のお話にもありましたようなMSTは、こういったものに近いものなのかもしれません。残念ながら、こ

の中にまだ大学が入っていません。大学も是非入っていただければと思っているところがございます。こうした一人一人の少年に対して、多くの機関が、その子とその子を取り巻く環境や地域、状況に十分に適したかたちで個別の対応を推進していくということが重要なかなと思います。

最後になりましたが、冒頭にご紹介した西京警察署では、ソフトボールなど立ち直り支援を実施した少年や保護者たちが、この春、署長や生活安全課長、少年課員が異動するという事で署を訪ねてくれて、花束を贈呈してくれたりしてくれました。中には涙を流した少年もおりまして、署長からの「西京の応援団になってくれ」という言葉に、力強い返事もしてくれたところであります。今後、立派な大人になってくれることを心から期待したいと思っております。

本年は、「少年対策充実強化年」ということで、京都府警一同、府民の皆さんと一緒に非行少年を生まない社会に邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力ご支援をお願いいたします。以上でございます。

図表 7

